

令和2年度東京都人権プラザ指定管理者管理運営状況評価

○評価結果

項目	評価内容
総合評価	B
管理状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、133日間を休館したが、開館時には、定期的な換気等の感染防止対策を徹底した。 ・ 公益財団法人東京都人権啓発センターコンプライアンス委員会設置要綱に基づきコンプライアンス委員会を実施し、コンプライアンス推進に係る取組状況等を報告した。 <p>【要改善事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者に行事案内を一斉送付する際、メールアドレスをBCC欄に入力すべきところを誤ってCC欄に入力して発信し、他の利用者のメールアドレスが流出した事故が発生した。これを受けて①情報セキュリティ研修の実施や業務報告会議等の場における定期的な注意喚起の徹底、②メール誤送信防止対策ソフトの導入により、再発防止を徹底している。
事業効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染拡大に伴う休館のため、展示室及び図書資料室の利用者数の合計は1,939人と、令和元年度と比べて19.5%となった。また、集客を前提とした事業の中止等の影響により人権プラザ事業の実施回数は減少した。 ・ このような状況下においても、オンラインでの事業実施にも注力したことで、これまで人権プラザに足を運ぶことができなかつた方でも講座等を視聴することが可能となり、コロナ禍でも今後の事業展開の可能性を広げる工夫を行った。 ・ 各事業では例年通り手話通訳など情報保障を充実した。また、講座等によってはオンライン参加だけでなく、会場での参加も可能とするなどデジタルデバインドにも配慮した運営を実施するなど、より多様な都民のプラザ事業への参加を確保した事業運営を継続した。 ・ 人権相談については、感染拡大防止のため対面によらない方法に限定したが、相談件数の合計は、1,446件と令和元年度と比べて121.3%に上った。また、5月7日と8日には新型コロナウイルス感染症にかかる特別人権相談（法律相談）を実施し、コロナ禍における都民のニーズを踏まえた人権相談事業を展開した。さらに、令和3年4月1日からの新型コロナウイルス感染症に係る人権問題に関する専門電話相談の開始に向け、都と調整を行い、相談者の抱える問題等を解消する人権相談事業として対応できる体制を整備した。 ・ 人権相談の今後の在り方としては、相談内容から把握される人権問題の傾向を人権啓発センターが分析し、都や人権プラザの施策や啓発事業に活用できるような運用方法を検討し、事業内容を進化させてもらいたい。 ・ 人権プラザをリニューアルし、「参加型・体験型・発明型」の展示形態への転換を進めた。特に、障害者のノーマライゼーション理解促進に向け、特別展示「この発明はどうして生まれたのかな展」を展開するなど東京都の「インクルーシブシテ

	<p>「イ東京プロジェクト」の推進に貢献する事業運営を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> アンケート調査によると来館者の満足度も高く、リニューアルを受けてリーフレットを改訂し多言語対応を充実させるとともに、最寄りの都営地下鉄3駅に掲出している広告看板のデザイン更新に向けて検討を開始するなど人権プラザの認知度向上に向けた取組の端緒を開いており、こうした取り組みが利用者の増加に結び付くことを期待する。
その他	

評価基準：次の4段階で評価

- ・「S」 …管理運営が優良であり、特筆すべき実績・成果が認められた施設
- ・「A」 …管理運営が良好であり、管理運営に係る様々な点で優れた取組が認められた施設
- ・「B」 …管理運営が良好であった施設
- ・「C」 …管理運営の一部において良好ではない点が認められた施設

令和元年度東京都人権プラザ指定管理者管理運営状況評価

○評価結果

項目	評価内容
総合評価	B
管理状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンプライアンスの取組をより一層推進するため、コンプライアンス委員会を設置した。 ・ 来客者の転倒防止策として、スロープのカーペットに「スロープ注意」の表示を施すなど、事故を防ぐための安全確保に努めている。 ・ 台風等により交通機関への影響が予想される場合の臨時休館対応について検討を行うなど、利用者の安全確保に取り組んでいる。
事業効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 展示室及び図書資料室の利用者数の合計は 9,927 人と、平成 30 年度に比べて 103.6%となった。 ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、令和 2 年 3 月 3 日から 3 月 31 日まで臨時休館としたが、相談の受付方法の検討を行い、一般相談は電話・メール・手紙、法律相談は電話（対面しない方法）で受け付けることで、相談事業を継続させた。 ・ 展示室では、学校や自治体等からの依頼に応じて、展示物の解説等を行う人権学習会を合計 164 団体（延べ）と、平成 30 年度（126 団体）を大きく上回る数の団体に対して実施し、人権尊重の理念を広めた。 ・ 各事業においては参加者の要望に応じて、手話通訳や点字レジュメの作成等を手配しているが、新たにヒアリンググループを購入し、セミナールームで実施する講座等の際はヒアリンググループ席を設けることで、情報保障を更に充実させた。 ・ 英語、中国語に加え、新たに韓国語のプラザリーフレットを作成するなど、多言語対応を強化させた。 ・ 東京 2020 大会を控え、「人権連続講座 2020 ～オリンピック・パラリンピックに向けて～」として、オリンピック・パラリンピックと社会との関わりやそのレガシー等について人権の視点から考える全 6 回の人権連続講座など、スポーツと人権に係る様々な講座を企画、実施した。 ・ 都民講座やメッセージ展等において、テーマに関連する施策を担当している都各局と連携し、相互にチラシやリーフレットの配布を行った。 ・ 総務局行政改革推進部が令和 2 年度中に実施を予定している「電話ボックス型筐体」における人権相談について、都と調整を行った。
その他	

評価基準：次の 4 段階で評価

- ・「S」 …管理運営が優良であり、特筆すべき実績・成果が認められた施設
- ・「A」 …管理運営が良好であり、管理運営に係る様々な点で優れた取組が認められた施設
- ・「B」 …管理運営が良好であった施設
- ・「C」 …管理運営の一部において良好ではない点が認められた施設

(平成 30 年度) 東京都人権プラザ本館指定管理者管理運営状況評価

○評価結果

項目	評価内容
二次評価	A
管理状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人材育成の基本理念として、人材育成方針を策定して人材育成に努めるとともに、職員研修基本計画及び職員研修実施計画を策定し、計画的かつ効果的な職員育成に努めている。 ・ 施設内の巡回や目視点検を行うとともに、車いすの体験コーナーでは職員が立ち会うなど、施設内の安全確保に努めている。 ・ 緊急時の利用者の安全を確保するため、受付等に設置している警報ブザーの鳴動検査を実施するとともに、緊急時に押しやすい位置に変更した。
事業効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常設展示を活用した人権学習会の積極的な受入れや、企画展示において新進の写真家による写真展を開催するなど、若者にも親しみ易く、人権について幅広く考えてもらえる展示を行ったこと等により、展示室と図書資料室の利用者数の合計は、9,576人と、平成29年度の利用者数に比べ、116.14%増加した。 ・ 増加するインターネット上の人権問題に対応するため、平成30年10月から「インターネットにおける人権侵害」に関する法律相談を新たに開始した。相談件数の合計は、1,280件と、平成29年度の件数に比べて126.98%増加した。 ・ 施設利用者アンケートにおいて、施設内の各室や職員の対応などの全ての項目について、回答者の9割以上から満足の評価を得た。 ・ PRの強化のため、最寄りの都営地下鉄の3駅に電飾看板を新たに掲出し、認知度の向上につなげた。 ・ 平成30年10月の「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」の制定を受けて、啓発パネルの作成や、「オリンピック・パラリンピックと人権」の特別展示、ボッチャなどのパラリンピック競技の体験等を実施する人権学習会など、東京2020大会の開催を契機とした人権啓発を行った。
その他	

評価基準：次の3段階で評価

- ・「S」 …管理運営が優良であり、特筆すべき実績・成果が認められた施設
- ・「A+」 …管理運営が良好であり、管理運営に係る様々な点で優れた取組が認められた施設
- ・「A」 …管理運営が良好であった施設
- ・「B」 …管理運営の一部において良好ではない点が認められた施設